

川田工業株式会社 システム建築

「K B S」 会 規 約
(Kawada Building Systems)

平成 3 0 年 6 月

川田工業株式会社 建築事業部

6) 総会は委任状を含め会員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は、出席会員の過半数をもって決める。

第11条 (役員会)

- 1) 役員は役員会を構成して、本会運営に関する重要な事項を審議決定する。
- 2) 役員会は必要の都度開催する。
- 3) 諸事情により、定時総会を開催しない年は役員会が第10条5)の事項を決議する。

第12条 (事務局の運営)

事務局の運営は次のとおりとする。

- 1) 事務局は会長の命を受け、会の運営を円滑に推進するために必要な日常業務を処理する。
- 2) 事務局の運営に事務局長及びその補佐を置くことができ、第13条に定める部会を主宰する。

第13条 (部会)

本会は目的達成のため次の部会を置く。

- 1) 総務部会
システム建築に関する広報、表彰、その他。
- 2) 技術部会
システム建築の設計に関する調査、研究、技術講習。
- 3) 施工部会
システム建築の施工に関する技術講習。
- 4) 安全部会
会員の労災防止のための活動、広報。

第14条 (運営会費)

- 1) 本会は年会費、助成金、臨時会費、寄付金、協賛費等をもって運営する。
- 2) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3) 会計決算は監事の監査を経て、総会に提出しその承認を得る。
- 4) 会費は以下のとおりとする。

	施工店	施工協力店	賛助会員	非会員
年会費	20,000円	10,000円	5,000円	—
協賛費	請負額の 1.0/1000			

- 5) 年会費の支払いは加入会員毎に指定日までに指定された銀行口座に振り込まなければならない。
入会時 年会費を入会承認後の指定日
次年度以降 年会費を定時総会終了後の指定日
- 6) 既納の会費は一切返還しない。
- 7) 助成金とは川田工業株式会社が拠出する会費を云い、前年度の年会費の総額の半額とする。
- 8) 「KBS」会の振興と技術の向上を図るために、協賛費を設定する。
- 9) 協賛費の支払いは工事請負代金支払いの都度天引き徴収し、会がこれを保管する。

第15条 (禁止事項)

会員は、本会に対する義務および本会から受ける権利を他の第三者に譲渡することはできない。

第16条 (顧問および相談役)

本会は役員会に諮って顧問および相談役を置くことができる。顧問および相談役は、会長の諮問に応じ、総会並びに役員会に出席して発言することができる。

第17条 (災害見舞金)

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合は協議の上、災害見舞金を出す。

付則

1. 本会の改廃は総会の議決を経なければならない。
2. この規約は平成9年6月11日から発効する。
3. この規約は平成13年6月1日より改正実施する。
4. この規約は平成15年1月31日より改正実施する。
5. この規約は平成20年6月21日より改正実施する。
6. この規約は平成28年7月7日より改正実施する。

7. この規約は平成29年6月30日より改正実施する。
8. この規約は平成30年6月29日より改正実施する。

以上